

令和7年度 千葉大学 学生スタートアップ支援事業

審査要項

1. 審査方針

本事業の審査においては、本審査要項に定める審査の観点に基づき、応募者から提出があった申請書について審査を行う。審査は絶対評価を基本とし、書類審査による評点に基づき採択する。

2. 審査体制

審査はアントレプレナーシップセンターが行う。審査員は事業統括、アントレプレナーシップ実施部門教員（1名）、学外有識者3名体制とし、学外有識者についてはセンター長が決定する。

3. 審査方法

審査は、書類審査により行う。

(1) 応募者が作成した申請書について、本審査要項「5. 書面審査の観点」「6. 書面審査の基準」に基づき、ビジネスコンペ参加部門（観点1）及びアントレプレナーシップ醸成部門（観点2）のそれぞれについて評点を付す。

(2) 評点の集計に基づき、採択可否を決定する。

なお、審査の過程において不明な事項等があり、特に必要な場合は、申請者に補助説明又はヒアリングへの出席を求めることができるものとする。

4. 利害関係者の取扱い

審査の公正性を確保するため、利害関係のある審査委員は審査に加わらない。

【利害関係者の例】

- ・審査委員自身が申請者又は当該申請グループの構成員である場合
- ・同一所属関係（同一講座の教員等）である場合
- ・親密な師弟関係又は雇用関係がある場合 等

5. 書類審査の観点

(観点1)

申請書別紙1の内容について各観点に基づき、それぞれ評価を行う。

- ・公募要領「1 事業目的」の内容を理解し、「3 公募概要」「4 募集対象者」の条件を満たしているか。
- ・申請書のビジネスプラン、想定顧客、売上計画、資金調達、達成観がアクセラレーションプログラムでブラッシュアップする一連の本事業の趣旨に合致するかどうか。

(観点2)

申請書別紙2の内容について各観点に基づき、それぞれ評価を行う

- ・公募要領「1 事業目的」の内容を理解し、「3 公募概要」「4 募集対象者」の条件を満たしているか。
- ・応募にあたっての動機が明確であるか。
- ・本事業で取り組みたいこと、意欲の記載が、本事業により昇華する見込みがあるか
- ・関心のある地域課題、社会課題等と自身がこれまでに取り組んだ実績、経験が本事業の動機と結びつくものとなっているか。

6. 書面審査の基準

審査の観点	審査基準	評点
・ 観点 1	優れている	5
	やや優れている	4
	妥当である	3
	あまり優れていない (一部問題点がある)	2
	優れていない (問題点が多い)	1
・ 観点 2	優れている	5
	やや優れている	4
	妥当である	3
	あまり優れていない (一部問題点がある)	2
	優れていない (問題点が多い)	1

以 上